

答 申

第 1 審査会の結論

富山県知事（以下「実施機関」という。）は、異議申立ての対象となった公文書の非開示決定について、開示請求に係る公文書を作成していないことではなく、開示請求に係る公文書に個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものが記録されていることを理由として行うことが妥当である。

第 2 本件処分の経過

1 開示請求

異議申立人は、平成 25 年 3 月 13 日付けで、富山県情報公開条例（平成 13 年富山県条例第 38 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して、「学校以外のすべての県職員の退職者の退職日と最終昇給および昇任・昇格日の関係がわかる資料。2002 年度～2012 年度末の期間」に関する公文書について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 処分及び異議申立て

（1）開示決定

実施機関は、平成 25 年 3 月 25 日付けで、非開示決定の処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

（2）本件処分及び本件異議申立て

異議申立人は、平成 25 年 5 月 27 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 27 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

（3）審査会への諮問

実施機関は、平成 25 年 6 月 21 日付けで、条例第 19 条の規定により、本件異議申立てについて審査会に諮問を行った。

第 3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、対象公文書を開示するよう求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審査会での意見陳述において説明する本件異議申立ての理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 非開示決定を受けた際に、「退職直前の昇給」の廃止に係る規則改正に関する参考資料を受け取ったが、規則改正の件は既に知っており、今回の開示請求の趣旨は、退職日に極めて近い時期（数日前から数週間という時期）に昇給及び昇任・昇格が行われている事実が有るのか無いのかを知りたいことである。
- (2) 非開示決定の理由について、請求のあった公文書は作成していないとのことだが、県職員個々人の人事記録は存在する。開示請求している全期間（平成14年度～平成24年度末）の人事記録が残っているかは不明だが、退職と同時に人事記録をすべて抹消、廃棄することはあり得ない。異議申立人が知りたいのは、「退職日と最終昇給及び昇任・昇格日の関係」であって、氏名、住所、学歴等の個人情報や今回の請求に直接関係のない事項を黒塗りにした人事記録票を部分開示することは可能である。
- (3) 人事記録というのは例示であって、当該名称の公文書は存在しないなどと言葉尻をとらえることなく、開示を求めている内容の趣旨を汲みとって開示決定されるよう求める。

第4 実施機関の説明

実施機関が、非開示理由説明書及び審査会での意見聴取において説明する本件処分に係る理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 請求内容を検討した結果、各年度毎の退職者の一覧は存在するものの、各職員の最終昇給や昇任・昇格の情報を記載したものまでは作成していないことから、対象公文書不存在として非開示決定した。
- (2) 「職員記録カード」に記載される、職員の氏名、生年月日、現住所、学歴、採用時から現在に至るまでの職や発令履歴等の情報は、職員の個人に関する情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。
当該情報は、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」とはいえず、また、経歴、昇任の時期、昇給の時期等が詳細に記録され任用等の職員の身分の取扱いに関するものであることから、職務の遂行に係る情報ではなく、同号ただし書きのいずれにも該当しない。
- (3) 「職員記録カード」は、現在電磁的記録（PDFファイル）として作成・管理されており、個人情報や直接関係の無い事項を選択的に非表示とする機能が備わっていない。仮に紙媒体に出力し手作業で非表示となるよう加工すると、膨大な時間と労力を必要とすることから、条例第8条第1項前段の「非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき」に該当するとはいえない。
- (4) 職員の履歴事項は、所属異動、昇任、昇給等の発令履歴が混在しており、それらの任用及び給与の決定に関する情報は相互に関連性を有する一体不可分の情報であり、退職時とその直前の昇給や昇任・昇給のみの記録を開示することに有意性があるとはいえないことから、条例第8条第1項ただし書きに該当する。

第5 審査会の判断

1 開示請求に係る公文書の特定について

(1) 総論

開示請求に係る公文書の特定は、開示請求の本質的な内容であり、開示請求者が行うべき事項であるが、実施機関がいかなる種類の公文書を作成又は取得しているかについて開示請求者側が精通しているとは限らない。このため、条例には、実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供等開示請求をしようとする者の利便性を考慮した適切な措置を講ずる努力義務（第 37 条）のほか、開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分である場合等に、実施機関が開示請求者に対して開示請求書の補正を求める権限及び補正の参考となる情報を提供する努力義務（条例第 6 条第 2 項）並びに開示請求者が公文書の特定に協力する努力義務（同条第 3 項）が規定されているところであり、実施機関は、条例第 3 条の「実施機関は、公文書の開示の請求する権利が十分尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用するものとする。」との規定を踏まえ、開示請求に係る公文書の的確な特定に努める必要がある。

(2) 本件開示請求に係る公文書の特定

本件開示請求において、異議申立人は、請求する公文書の内容欄に「学校以外のすべての県職員の退職者の退職日と最終昇給および昇任・昇格日の関係がわかる資料。2002 年度～2012 年度末の期間」と記載している。

これに対して、実施機関は、非開示理由説明書及び審査会での意見聴取において、県職員の退職者の最終昇給や昇任・昇格の情報を記載した一覧表の類を作成せず、当該各情報を記載した一覧表の類の公文書が存在しないと説明している。

一方で、実施機関は、職員の氏名、生年月日、現住所、学歴、採用時から現在（又は退職時）に至るまでの職や発令履歴等の情報を記載した「職員記録カード」を作成しているところであり、審査会において、職員記録カードの様式を見分し、実施機関からその記載内容について説明を受けたところ、実施機関が作成する職員記録カードには、職員の退職日並びに最終の昇給及び昇任・昇格日に関する情報が記録されていると認められる。

したがって、本件開示請求に係る対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、不存在ではなく、2002 年度から 2012 年度末までに退職した学校以外のすべての県職員に係る職員記録カードがこれに該当すると認められる。

2 本件対象公文書の非開示情報該当性について

前記 1（2）のとおり、本件対象公文書は、2002 年度から 2012 年度末までに退職した学校以外のすべての県職員に係る職員記録カードであると認められるところ、個々の職員記録カードについて、条例第 7 条各号に規定する非開示情報のいずれかが記録されているか否かなどを検討する。

(1) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号本文の該当性について

条例第7条第2号本文は、非開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を規定している。

職員記録カードは、任命権者が職員ごとに作成し保管するもので、職員の氏名、性別、生年月日、現住所、学歴、採用時から現在（又は退職時）に至るまでの職名や昇給・昇格を含んだ発令履歴等の情報が記載されている。

これらの各情報は、職員個人に関する情報であって、そこに記録された記述等により特定の個人を識別できるもの（いわゆる個人識別情報）である。したがって、職員記録カードには、条例第7条2号本文の規定する非開示情報が記録されているものと認められる。

なお、「富山県情報公開条例の解釈及び運用の基準」では、同号本文にいう「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、当該情報に係る個人が誰であるかを識別させることとなる氏名その他の記述の部分だけではなく、氏名その他の記述等により識別される特定の個人情報全体であり、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、本件における当該個人に対する昇給発令等の記録）が全体として一つの非開示情報を構成するものであると説示していることから、個々の職員記録カードに記録された各情報は全体としてひとまとまりの非開示情報に該当すると解される。

イ 条例第7条第2号本文の例外規定について

条例第7条第2号ただし書は、個人識別情報であっても、同号ア～ウに掲げるものについて同号本文の非開示情報から除外する旨を規定している。

職員記録カードに記載された詳細な人事記録は、実施機関（任命権者）の人事管理上必要とされる職員の身分取扱いに係るものであり、職員個々の具体的な職務と直接の関連を有する情報とはいえないから、職員記録カードに記録された情報は、同号ウの「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報」に該当しないと認められる。

また、職員記録カードに記録された情報は、同号ア（法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報）及び同号イ（人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報）にも該当しないと認められる。

以上のことから、個々の職員記録カードに記録された情報は、条例第7条第2号ただし書の規定に該当せず、当該カードに記録された情報全体が同号本文の非開示情報であるので、本件対象公文書に記録された情報もまた全て非開示情報に該当すると認められる。

(2) 本件対象公文書の部分開示の可否について

次に、本件対象公文書の部分開示の可否について検討する。

条例第8条第1項は、部分開示について、「開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。

本件対象公文書に記録された情報は、上記(1)アで考察したとおり、その情報の全体がひとまとまりの個人識別情報に該当することから、同条第1項の「公文書の一部に非開示情報が記録されている場合」に該当しない。

また、職員の職位や昇給・昇格等の発令事項は、各職員の勤務実績や事務事業への貢献度等に対する評価が反映されたものというべきものであり、個人の人格と密接に関連する情報であることから考えても、本件対象公文書に記録された情報はひとまとまりの個人識別情報であり、部分開示をすることはできないものと認められる。

なお、本件対象公文書に記録された情報の全体がひとまとまりの個人識別情報に該当することから、実施機関による説明のうち、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができないこと(前記第4(3))及び部分開示に有意性がないこと(前記第4(4))を理由に条例第8条第1項に基づく部分開示ができないとする主張は、失当である。

また、異議申立人は、前記第3の2(2)のとおり、人事記録票であっても自らが知りたい情報以外の部分を黒塗りにすれば個人が特定できないから開示することは可能である旨を主張するが、非開示情報の該当性及びその範囲は、請求者が誰であるか、請求目的が何であるか等によって影響を受けるものではなく、何人からの如何なる目的による請求であろうと、条例が規定する非開示情報に該当するか否かにより客観的に判断されるべきものである。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも種々主張するが、いずれも本件対象公文書の非開示情報該当性に係る審査会の上記の判断を左右するものではない。

3 本件処分について

条例第13条の2第1項において、実施機関が開示の請求に係る公文書を開示しない旨の決定をする場合には、その通知書に非開示の理由を付記しなければならない旨を規定している趣旨は、非開示理由の有無について実施機関による慎重かつ公正妥当な判断を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることにより不服申立てに便宜を図ることにあると解される(最高裁平成4年12月10日第一小法廷判決参照)。

これを踏まえれば、本件処分は、非開示決定という結論自体に誤りがないとしても、付記

した非開示理由に瑕疵があり、条例第 13 条の 2 第 1 項が求める付記すべき理由としては不備であるから、実施機関は、本件処分を取り消したうえで、正しい理由を付記した非開示決定を行うべきである。

4 結論

以上の理由により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第 6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別記 審査会の開催経過の概要

| 年 月 日 | 内 容 |
|---------------------------|---|
| 平成25年 6月21日 | 実施機関から諮問書を受理 |
| 平成25年10月15日 | 実施機関に非開示理由説明書の提出を依頼 |
| 平成25年10月25日 | 実施機関から非開示理由説明書を受理 |
| 平成25年10月31日 | 異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼 |
| 平成25年11月28日 | 異議申立人から意見書を受領 |
| 平成25年12月19日 (第118回審査会) | 諮問書、非開示理由説明書及び意見書により、事案の概要を説明 |
| 平成26年7月25日 (第125回審査会) | 審議 |
| 平成26年8月28日 (第126回審査会) | 異議申立人から意見を聴取 実施機関から非開示理由等を聴取 審議 |
| 平成26年9月25日 (第127回審査会) | 審議 |
| 平成26年10月27日 (第128回審査会) | 審議 |
| 平成26年11月19日 (第128回審査会) | 審議及び答申 |

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 現 職 等 | 備 考 |
|---------|-----------------|--------|
| 稲 垣 雅 則 | 北日本新聞社監査役 | |
| 岩 田 繁 子 | 富山県婦人会会長 | |
| 大 石 貴 之 | 弁護士 | 会長職務代理 |
| 蟹 瀬 美和子 | 元富山県社会福祉協議会専務理事 | |
| 竹 地 潔 | 富山大学経済学部教授 | 会 長 |
| 西 岡 秀 次 | 富山県商工会議所連合会常任理事 | |